

# 令和7年度森林環境教育指導者養成講座業務に関する企画募集要項

## 1 募集の趣旨

森林環境教育プログラムの企画・実践力や、森林内で活動する際の安全管理に関する知識等の森林環境教育に関する高い専門性を持った「森林環境教育指導者」を育成する。

## 2 委託業務内容

森林環境教育指導者養成講座（以下「講座」）を開催し、森林環境教育の担い手を育成する。

(1) 概要 (別紙) 令和7年度森林環境教育指導者養成講座についてを参照

(2) 契約時期 契約締結日から令和8年2月27日まで（講座は6月から12月の間に開催）

(3) 開催回数 10回

令和7年6月～12月のうちの10日間（別紙スケジュール参照）

※ 実施が困難であると判断された場合は、講座の日程変更や、延期・中止の措置を含め、必要な措置を取るものとする。

(4) 役割分担

県	受託者
<ul style="list-style-type: none"><li>講座内容検討（受託者と協議）</li><li>チラシの作成</li><li>広報業務</li><li>講座開始・終了時のアンケート作成</li><li>講座の評価</li><li>森林環境教育指導者の登録</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>講座・交流会の企画、運営</li><li>受講生の募集・受付</li><li>広報業務（別途県から指示する）</li><li>会場の手配、運営</li><li>講師選定・依頼</li><li>アンケート及び統計処理</li><li>講座の出席管理・報告</li><li>講座の記録及び実施報告書の作成</li><li>実績報告書の作成</li></ul>

(5) 委託料上限額

3,432,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 上限額を超えている者は、受託者として選定しない。

(6) 委託料対象経費

ア 講習会の企画・募集・広報・受付・調整・運営・評価に必要な経費

イ 業務担当者及び講師の旅費（宿泊が必要な場合は、宿泊費を含む。）

ウ 講師の謝金

エ 業務担当者・講師・参加者の保険料

オ 会場使用料

カ 教材費

キ 運営事務費

ク その他、県が必要と認める経費

## 3 担当部局及び連絡先

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

静岡県くらし・環境部 環境局 環境ふれあい課（担当：佐藤）

TEL 054-221-2849 FAX 054-221-3278

#### 4 企画提案までの手順

##### (1) 参加の意思表示

企画提案に参加を希望する場合は、下記のとおり参加表明書を提出する。

- ア 提出書類：参加表明書（様式1）、誓約書（様式2）
- イ 提出方法：持参、郵送（書留郵便に限る）、FAX又は電子メール
- ウ 提出先：3に同じ
- エ 提出期限：令和7年4月7日（月）午後3時まで

##### (2) 企画書の提出

上記（1）により、企画提案に参加の意思を表明した者については、下記のとおり企画書を提出する。

ア 提出書類：

	提出物	内容	様式
1	企画書	企画提案内容を記載	4
2	会社(法人)概要	定款及び組織、沿革、事業等会社(法人)の概要	任意
3	見積書	企画内容に沿った見積内容を記載	任意

イ 提出方法：1部を持参または郵送（書留郵便に限る）し、様式4については電子データでも提出（メール送付可）すること。

- ウ 提出先：3に同じ
- エ 提出期限：令和7年4月14日（月）午後3時まで

##### (3) 辞退について

参加表明書提出後、企画提案参加を辞退する場合は、参加辞退書（様式3）を令和7年4月10日（木）までに提出すること。

#### 5 企画募集の内容に関する質問及び回答

(1) 本説明書に対する質問がある場合には、次に従い提出することとする。

ア 質問方法

- ・ 持参、郵送、電子メールいずれかの方法により、文書（書式自由）にて行うこと
- ・ 文書には回答を受ける担当の所属、氏名、電話及び電子メールアドレスを記載すること
- ・ 電子メールの場合は電話にて受領を確認すること

イ 提出先：3に同じ

ウ 受付期間：令和7年4月1日（火）から4月7日（月）午後3時まで（約1週間）

(2) 質問に対する回答は、4月8日（火）までに質問者に対して、電子メールにより行うほか、下記により閲覧に供する。

ア 閲覧期間

回答した日から令和7年4月8日（火）の午前9時から午後3時までの間（正午から午後1時までの時間を除く。）

イ 閲覧場所

3に同じ

#### 6 プレゼンテーションの実施

上記4により、書類を提出した者については、下記のとおり審査委員会に出席し、企画内容のプレゼンテーションを実施する。

なお、企画提案希望者が多数（6者以上）となった場合は、評価項目に従い、提出された企画書提案書等の

事前審査を行い、プレゼンテーションに参加する者（5者程度）を選定する。

その場合、事前審査の結果は、令和7年4月18日（金）までに電子メールにて通知する。

ア 実施日：令和7年4月23日(水)

イ 会場：静岡県庁内

ウ 内容：企画内容のプレゼンテーション及び県審査委員によるヒアリング

※ 時間及び会場の詳細は別途通知する。

※ プレゼンテーションの開催が困難であると県が判断した場合は、プレゼンテーションの実施を取りやめ、企画書の内容を以て、書面等での審査を行うこととする。

## 7 審査委員会における評価項目

審査項目	評価基準
実績	・静岡県内での人材養成講習会等の開催実績、行政機関からの受託実績があるか。
内容	・静岡県内における森林環境教育の現状を理解し、事業の目的に沿った内容を提案しているか。 ・会場は受講生が参加しやすい場所を選定しているか。 ・企画のセールスポイントは独創的で、アイデアや工夫が見られるか。 ・講座内容にあった実施方法を提示し、適切な講師・会場を選定しているか。
業務実施体制	・業務実施に必要な人員配置等、運営を円滑に行う体制となっているか。
経費	・経費は業務内容に照らし、妥当な金額となっているか。

## 8 選定結果

選定結果については、すべての提案者に書面で通知する。（4月下旬予定）

## 9 その他

### (1) 企画提案への参加費用

必要書類を作成する費用及びプレゼンテーションへの参加費用は、参加者負担とする。

### (2) 契約費用及び消費税

ア 業務委託契約に要する費用、公正証書の作成に要する費用は、受託者の負担とする。

イ 受託者の負担する経費のうち、消費税の課税対象となるものについて、課税分を加算の上、受託者が負担する。

### (3) 提出された提案書に関する取り扱い

必要書類を提出した者は、下記の3点を了承したものとみなす。

ア 選定作業のため、必要最小限の範囲で複写することがあること

イ 静岡県情報公開条例（平成12年10月27日条例第58号）に基づく情報公開の対象となること

ウ 提出された企画提案書は返却しないこと